様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年12月 5日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃしこくぎんこう  一般事業主の氏名又は名称 株式会社四国銀行  （ふりがな）こばやし　たつじ  （法人の場合）代表者の氏名 小林　達司  住所　〒780-0833  高知県 高知市 南はりまや町１丁目１番１号  法人番号　7490001000786  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　中期経営計画2023 | | 公表日 | ①　2023年 4月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページ＞企業・IR情報＞中期経営計画  　https://www.shikokubank.co.jp/profile/assets/chuki2023.pdf  　P2,P3,P4,P6 | | 記載内容抜粋 | ①　経営環境の不確実性が高まりを見せる中で、当行に求められる役割は多様化・高度化するものと想定している。  政治・経済・社会・技術の10年後の姿を見据えた際、お客さまがどのように変化するのか、当行に求められる変化は何かを検討し、2023年度からスタートした中期経営計計画において、"地域と産業を牽引するベスト＆リライアブル カンパニー"を10年ビジョンとして掲げた。  10年ビジョン実現に必要な要素として、①企業の成長を牽引、②地域・産業振興を牽引、③資産運用パートナーとして支援、④顧客最適化されたサービスの提供、⑤お客さまと常に繋がり続ける新たな顧客体験、⑥最適化され機動力のあるデータ・システム基盤、⑦時流に即した組織・人財の7点を示している。  また、「中期経営計画2023」では“10年ビジョンの実現に向けた態勢整備”と”経営体質の強化“を両輪で推進することを示している。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　中期経営計画2023は取締役会決議に基づき策定 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　中期経営計画2023  ②　法人のお客さまに対するデジタル化支援の開始～「デジタルプランニングデスク」の設置～  ③　サイボウズ株式会社とのデジタル化支援に関する連携協定締結について  ④　商店街デジタル化支援事業 実施のお知らせ  ⑤　「地域課題解決 DX コンソーシアム」参画のお知らせ  ⑥　本部組織の改正について  ⑦　勘定系システムのクラウド化実現に向けた共同検討を開始 | | 公表日 | ①　2023年 4月14日  ②　2022年 7月 5日  ③　2022年 7月29日  ④　2024年 6月18日  ⑤　2024年 7月 3日  ⑥　2023年 5月12日  ⑦　2022年11月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページ＞企業・IR情報＞中期経営計画  　https://www.shikokubank.co.jp/profile/assets/chuki2023.pdf  　P8,P9,P10,P11  ②　ホームページ＞お知らせ一覧＞2022年  　https://www.shikokubank.co.jp/newsrelease/assets/20220705.pdf  ③　ホームページ＞お知らせ一覧＞2022年  　https://www.shikokubank.co.jp/newsrelease/assets/20220729\_3.pdf  ④　ホームページ＞お知らせ一覧＞2024年  　https://www.shikokubank.co.jp/newsrelease/assets/20240618\_02.pdf  ⑤　ホームページ＞お知らせ一覧＞2024年  　https://www.shikokubank.co.jp/newsrelease/assets/20240703\_02.pdf  ⑥　ホームページ＞お知らせ一覧＞2023年  　https://www.shikokubank.co.jp/newsrelease/assets/20230512\_05.pdf  ⑦　ホームページ＞お知らせ一覧＞2022年  　https://www.shikokubank.co.jp/newsrelease/assets/20221118.pdf | | 記載内容抜粋 | ①　戦略目標Ⅰ.地域・産業の牽引に向けた態勢整備  デジタル化に関する経営課題の掘り起しから導入・定着まで一気通貫で支援することで、企業の業務効率化や生産性向上を図る。（DXサービス）  戦略目標Ⅱ.個人に対する新たな価値創造に向けた態勢整備  地域の情報も提供し、日々利用されるアプリとなるよう、機能を拡充し、デジタルマーケティングを高度化する。  戦略目標Ⅲ.お客さまと繋がり続けるオムニチャネルの構築  お客さまと継続的な繋がりを築き、関係性を深化させることが必要となるため、対面に加えデジタル・非対面も活用したオムニチャネルを確立する。  戦略目標Ⅳ.経営インフラの整備  中長期的に目指すビジネスやオペレーションを下支えするために、データ・システム基盤や組織・人財の変革に向けた態勢を整備する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　中期経営計画2023は取締役会決議に基づき策定  ②　中期経営計画は取締役会決議に基づき策定  取締役会にて承認された中期経営計画に基づき、株主、投資家等向けに公表しているニュースリリース  ③　中期経営計画は取締役会決議に基づき策定  取締役会にて承認された中期経営計画に基づき、株主、投資家等向けに公表しているニュースリリース  ④　中期経営計画2023は取締役会決議に基づき策定  取締役会にて承認された中期経営計画に基づき、株主、投資家等向けに公表しているニュースリリース  ⑤　中期経営計画2023は取締役会決議に基づき策定  取締役会にて承認された中期経営計画に基づき、株主、投資家等向けに公表しているニュースリリース  ⑥　中期経営計画2023は取締役会決議に基づき策定  取締役会にて承認された中期経営計画に基づき、株主、投資家等向けに公表しているニュースリリース  ⑦　中期経営計画は取締役会決議に基づき策定  取締役会にて承認された中期経営計画に基づき、株主、投資家等向けに公表しているニュースリリース |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②　法人のお客さまに対するデジタル化支援の開始～「デジタルプランニングデスク」の設置～  　ー  ③　サイボウズ株式会社とのデジタル化支援に関する連携協定締結について  　ー  ④　商店街デジタル化支援事業 実施のお知らせ  　ー  ⑤　「地域課題解決 DX コンソーシアム」参画のお知らせ  　ー  ⑥　本部組織の改正について  　ー  ①　中期経営計画2023  　P8,P11 | | 記載内容抜粋 | ②　戦略目標Ⅰ（DXサービス）：  専門部署として「デジタルプランニングデスク」を設置し、お客さまのデジタル化支援を実施。  ③　戦略目標Ⅰ（DXサービス）：  サイボウズとお客さま向けデジタル化支援において連携協定を締結している。お客さま向けのセミナー開催や行員向けの研修・勉強会などを通して体制整備に努めている。  ④　戦略目標Ⅰ（DXサービス）：  地元企業と共同で公募型プロポーザルに参加し、商店街および個店の課題解決に向けた支援を行っている。  ⑤　戦略目標Ⅰ（DXサービス）：  「地域課題解決DX コンソーシアム」に参画し、地域の中小企業に対して生産性向上の支援を実施  ⑥　戦略目標Ⅱ.Ⅲ.Ⅳ：  ・総合企画部内に「データ・システム基盤の最適化」「全社オペレーション変革」の遂行を目的に『デジタル戦略室』を新設。  ・営業統括部内に「アプリを中心とした顧客体験の再構築」「デジタル・非対面チャネルの拡充」の遂行を目的に『チャネル戦略室』を新設。  ・組織全体として、データを分析した結果、得られた示唆をもとに意思決定ができる組織を目指す。  ①　戦略目標Ⅱ.Ⅲ.Ⅳ：  ・人財育成として、実現に向けてデータ分析基盤やデータマネジメントの整備専門人財の育成を実施する。  ・全行員を対象にITパスポート、DXサポートの資格取得を推奨している。（2025年9月30日現在：ITパスポート329人、DXサポート：685人） |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　中期経営計画2023  　P11,P14  ⑦　勘定系システムのクラウド化実現に向けた共同検討を開始  　ー | | 記載内容抜粋 | ①　戦略目標Ⅳ.経営インフラの整備  ビジネスやオペレーションの高度化・効率化を下支えするために、データやシステム基盤の最適化を図る。  ⑦　戦略目標Ⅳ.経営インフラの整備  勘定系システムのクラウド化についてはNTTデータ地銀共同センター参加行と共同して検討している。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　中期経営計画2023 | | 公表日 | ①　2023年 4月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページ＞企業・IR情報＞中期経営計画  　https://www.shikokubank.co.jp/profile/assets/chuki2023.pdf  　P15 | | 記載内容抜粋 | ①　中期経営計画2023の施策を通じて、数値目標「お客さまの企業価値向上」に貢献する。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 7月30日 | | 発信方法 | ①　統合報告書2025  　ホームページ＞企業・IR情報＞IRニュース  　https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS02508/75b88a83/81f9/44df/a7ee/53c227cc6806/20250729161720479s.pdf  　P4,P5 | | 発信内容 | ①　持続可能な地域社会の実現にむけて、2024年7月に「地域イノベーション部」を新設し、デジタル技術のノウハウを地域活性化に融合させる体制を構築。具体的な施策として高知市商店街のデジタル化支援の実施していることを情報発信。  また、中期経営計画では「お客さまと繋がり続けるオムニチャネルの構築」を戦略目標に掲げ、四国銀行アプリやインターネットバンキングの拡充により対面・非対面の両面で顧客体験を向上。さらに融資業務改革や営業店内務事務改革を通じて創出した時間を顧客対話に振り向け、デジタルと人的サービスを融合した新たな価値創造を目指すことについて情報発信。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2001年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ①2001年8月1日～継続実施中／年2回開催（2月・8月）：システム投資運営委員会  実施内容  ・システム投資案件の採択は、「システム投資運営委員会」を設置し、経営方針に則った審議を行うとともに、結果を常務会（議長：頭取）に付議し、頭取が決裁する。また重要案件は、システム投資委員会より毎月頭取に報告される。  ②2000年5月10日～継続実施中／毎月開催：リスク管理委員会  実施内容  ・リスク管理委員会（委員長：頭取）にて「システムリスク管理」について毎月報告し、システム運営状況、サイバーセキュリティの状況について課題の把握、共有を図っている。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2015年 7月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 2015年7月行内ＣＳＩＲＴ（コンピューター・セキュリティ・インシデント・レスポンス・チーム）を設置、2016年度よりサイバーセキュリティ強化に継続的に取組中。2023年度計画では、「防御技術」の強化、「ヒト」の強化、「組織態勢」の強化を実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。